

## 千代田区公募制指名競争入札実施要綱

平成15年9月26日15千政経発第195号

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区(以下「区」という。)が発注する契約のうち一定要件に該当するものについて事前公表するとともに、当該発注案件の競争入札への参加を希望する者の取扱いについて必要な事項を定めることにより、発注の透明性及び競争性を高めることを目的とする。

(対象案件)

第2条 公募制指名競争入札の対象は、次の各号とする。ただし、特に緊急を要するものその他区長が不相当と認めるものは、この限りではない。

- (1) 予定価格が、300万円以上の請負(工事除く。)、委託(設計、測量、地質調査委託を含む。)及び物件等の供給
- (2) 施設の清掃等管理業務委託で指名競争入札に付すべきもの(以下「施設管理業務委託案件」という。)

(公表事項)

第3条 公表事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 請負及び委託にあつては、件名、対象業種、申込資格、申込期間、施設・所在地等、委託業務概要及び委託期間等
  - (2) 施設管理業務委託案件にあつては、件名、申込資格、申込期間、対象施設・所在地、委託業務概要及び委託期間等
  - (3) 物件等の供給にあつては、件名、申込資格、申込期間、物品名、納入場所及び納入期限等
- (事前通知)

第4条 設計・測量・地質調査委託主管課長は、設計・測量・地質調査委託について、設計・測量・地質調査委託事前通知書(別記様式第1号)により、発注予定時期の概ね40日前までに契約課長に通知しなければならない。

(公表方法)

第5条 対象案件の公表は、所定の場所における掲示その他の方法により公表するものとする。

2 公表期間は、概ね7日間とする。

(指名希望する者の範囲)

第6条 指名を希望することができる者は、当該案件に係る業種の当該年度の指名競争入札参加資格を有している者で案件毎に定める申込資格に適合するものでなければならない。

(指名希望の申出)

第7条 対象案件の指名を希望する者は、案件毎に指定の指名競争入札参加希望票(別記様式第2号)に希望する件名等を記入し、申込期間内に契約課長に申し出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、指名希望する者は、前項の規定による指名競争入札参加希望票に代えて、電子入札サービスにより希望申請を行うものとする。

(入札等の事務処理)

第8条 入札等に係る事務手続については、千代田区契約事務規則(昭和39年千代田区規則第2号)第11条から第34条までの規定に基づき行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

2 千代田区が発注する工事に係る希望制指名競争入札実施要綱(12千総経発第67号)は、廃止する。

附 則(平成17年2月22日16千政経発第352号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月22日21千政契担発第5号)

この要綱は、平成21年4月22日から施行する。

附 則(平成21年8月26日21千政契担発第105号の2)

この要綱は、平成21年8月27日から施行する。

附 則(平成21年9月11日21千政契担発第143号)

この要綱は、平成21年9月11日から施行する。

附 則(平成24年1月31日23千政契担発第260号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の公募制指名競争入札実施要綱第2条から第6条まで及び第7条第1項の規定は、平成24年度の契約案件から適用する。

附 則(平成24年3月19日23千政契担発第392号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（略）